

197 / 年第 9 / 回 宜野湾市議会 (臨時会) 会議録

1. 8 月 24 日 (第 2 日目) 午前 10 時 7 分開議
午後 2 時 2 分散会

2. 出席議員 (17 名)

1番 伊 佐 勲次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 城 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 比 嘉 守 盛
13番 横 原 康 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真一	18番 大 川 早
19番 玉那覇 行昭	20番 伊 佐 憲 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古波蔵 清次郎

3. 欠席議員 (5 名)

10番 崎 間 正 篤	14番 仲 村 春 信
17番 多和田 真一	18番 大 川 早
19番 玉那覇 行昭	

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 堀 安 一
収 入 役 丸 屋 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 横 原 盛 真	部計課長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消防課長 大 城 仁 幸
副 定 費 課 長 武 島 正 孝	
評 議 室 長	

水道部長 仲村 春盛 營業課長 奥里 将弘
會計課長 天久 実 工務課長 金城 健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男 庶務係長 根屋 毅
議事係長 島袋 真由 書記 仲村 春夫
書記 比嘉 定治

6. 議事日程(第 2 号) 1971 年 8 月 4 日(火曜)

日程第 1
議案第 65 号 1970 年度宜野湾市養鰻研究 x-9-特別会計予算
日程第 2
日程第 3
日程第 4

ミサトの輸入の経路は川口谷井に10割の
たしに思ひます。このミサトは伊賀や
ざいりです。伊賀から本土に輸送され
伊賀那空港に至るまでのミサトの輸入
経路は川口谷井に御説明を願ひます。

市 長

昨日も申し立てを承り、去る7月10日に本
土のミサト、直接琉静貿易の社長山本さんに
お訊きの輸入の経路は川口谷井に御説明を願ひます。
川口谷井に申し立てを承り、去る7月10日に本
土のミサト、直接伊賀から輸入したことを本人の言葉から
承りました。

市 長

市長の信に承ります。

市 長

本人の申し立てを承り、去る7月10日に本
土のミサト、直接伊賀から輸入したことを本人の言葉から
承りました。

市 長

市長の信に承ります。

市 長

はな

／ 審

議長もこの7月2日の当分の養護研究所の
特別令訂正案の資料を請求したところ
琉静貿易の概要登記の謄本を送り下さ
る。答不廻りです。

議 長

この件は先日の当分の文書で承り
取りです。この件は先日の市会から議長
へ要求資料の提出の件、1972年7月2日付
前議案第216号の要求があり、琉静貿
易の概要登記謄本を送り下さる。8月10日から
日ごとの出張に際し、登記謄本を提出する
要求をした。抄本を送り下さる。提出し
ます。尚謄本は11日3回所長に電話で要
求したところ、早急に送付する様にと
なりました。

／ 審

議長の議案の意思と資料要求を
り下さる。当然議案の意思に
照らして、早急に送付する
様にとなりました。

議 長

控室の控室はありです。公文は
公文の控室はありです。

1. 審

資料の154小の年暮審議の事。取の教
才抄本の事。101等記の抄本の資料は要
求中である。請負当分の10合下さし。
琉球貿易株式会社は7名の代表がある。当
分の7名のうち101等記の事。

市 長

初。1 101等記

1. 審

全県知。1 101等記の事。

市 長

全県知。1 101等記の人

1. 審

== 波谷さんと言ふ方が101等記の。波谷
町長。奥さん。又は波谷の方の事。101等記の事。

市 長

奥さん。101等記の事。

1. 審

奥さん。101等記の事。

農林課長

訓令 10月 3日

1 査

併月所日人シテノ痛象 10月 3日

農林課長

記博 10月 3日

1 査

後ノ報告以下ニハ、ニカ中ノ昭和45年11月1日
付ノ大井川所ノ直野清市ノ養蠶ノ関テノ協定
書ノ基ニ、原料蠶ノ取引ノ所定ヲ大井川所受
渡谷昇次ノ指定ニシテ、琉静貿易代表山本ニ譲
ケ直野清市ノ在就条件ノ以テ協定ヲ締結シ、
大井川所ト直野清市トノ養蠶人ノ関テノ協定書
ノ基ニ、ニカ所定書ノセテ、該書ニシテ、琉静
貿易トノ協定ナリ。

農林課長

協定書ノシテ、其ノ原料蠶口全部引受
テト云フニシテ、答ハテ、10月 3日

1 査

大井川所ノ引受テト云フ

農林課長

大井川所ノ指定ニシテ、業者トシテ、答ハテ、
10月 3日

1. 審

指定した業者への委託も相当である。

農林課長

直接所への取引の出来の事と申し、大井川所長の指定する事と話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

1. 審

その協定書内容からその旨を話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

農林課長

結局大井川所長の直接取引にして、大井川所長も同じ様に採り上げる事と話し合ひました。大井川所長への依頼をその旨に話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

1. 審

話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。その旨を方帳にて取り上げます。その旨を方帳にて取り上げます。

農林課長

その旨を方帳にて取り上げます。その旨を方帳にて取り上げます。その旨を方帳にて取り上げます。

1. 審

次に一時借入金に関する第71号
新年度に一時借入金として1970年12月
21日付に借入金26,000千円の返済は行
われない。

取次

返済は行われません。

1. 審

これは9月議案第58号の一時的
借入金に関する議案が議決された
ことにより、この借入金期間から計
算し、借入金は6ヶ月以内の返済に
なると、この返済は借入金の返済
に計入され、議決違反となること
が手続上をめぐります。

取次

議決違反という問題の結果は、
結局一時借入金の場合は、その年度に
入った年度内に償還しなくてはなら
ない。原則は当然であるが、この
場合は、この借入金が無償で返済
を要しないという点、あるいは手続
上の問題、あるいはこの借入金の
性質が、この借入金に異なるとい
う。この点が議決違反、違背する。

副 長

決算上の問題については年度内の償還請求の
方法等については、適宜と認めます。

1 審

現在在の蒲海水産株式会社代表者、高津
さんと等しくお話しします。71年度年度の技
術者として嘱託者としてお話しします。現在在
海水産株式会社又は前野清市の関係にお
きたいです。

審 判 長

嘱託、解任手続を促すこととします。

1 審

現在前野清市の岩盤石研究センターは、
取水170リットルです。

審 判 長

前小堀川から取水170リットルです。

1 審

取水個所を説明して下さい。

審 判 長

前小堀川で、浄水場へ水浄地へ使用して
います。浄水場大川です。その又川から取
るという事です。

1 審

阿波、大川より取水の権利を有し、阿波の自治会より集、受益者への取水の契約の協定を結ばれり可なり。

農林課長

取水の権利を協定書に記入せしめり可なり。

1 審

阿波の権利を結ばれり可なり。

農林課長

自治会へ可なり。

1 審

香小瓶の自治会は取水契約を結ばれり可なり。

農林課長

結ばれり可なり。

1 審

該自治会は取水の権利を申し入れ、事已成り可なり。

農林課長

大山に於て申し入れ、事已成り可なり。

1. 審

青小堀の崖新流の所有の水源地である。
どう言っても解釈はありである。

市 長

市の所有はありである。

1. 審

伊佐の大河の場合、伊佐自治会が取水
協定を結ぶ人がおりである。青小堀の場合
どうも結ぶ人がいない。それゆえ取水の
田に入水することを言ふことは、青小堀
のありである自治会を何と想うべきか
である。不承にありである。

1. 審

無地審から青野流市のありである。

市 長

法的見解はありである。青野流市にありである。

1. 審

101 市長の法的な問題である。青野流市は
無地審から青野流市を地域の自治会を
認めて取水すると言ふことは、どうも
ありである。

市 長

市長の問題はありである。担当課はあり

十分調査の初日は、

1 番

調査の初日、水を取ったから調査の目的
担当課長と話し合い、各戸から、調査の目的
等を調査の初日に説明した。

農林課長

農地審の管内部関係の権限、市町村の
権限の区分等について調査の初日に説明した。

1 番

調査の初日、水は取り、常識的
に考え、その結果が、田畑所有者、受
益者等と話し合い、解説した。

農林課長

農地審の管内部関係の権限、市町村の
権限の区分等について調査の初日に説明した。
（その理由
等については、農地審の管内に説明した。）

1 番

大山田舎の了解を得る必要のありと解
釈した。

市 長

この問題について、今後検討し
たい。

農地審の管内に説明した。

瀬川全面取水は水が枯れる。その意味は受益者が持つ水は必要とする場合に都は龍野市の備蓄はこれの備蓄はできない。今の水は言う事は、その人々も、一側は受益者の水を使う段階は、その場合は、その取水は、その事もあり、大山に限らず、大山外にも泉があり、或いは宇治泊地にも水源は、その人々も、その受益者の本当の水は必要とする場合に十分配慮し、その問題の解決を図りたい。今この問題に対し、十分検討したい。

1 春

現在青小橋から龍野市の取水は、その30分の送水は、その所有者は、その。

農林課長

高浜水産へありす。

1 春

その間の条件は、市の高浜水産の施設を利用したい。

農林課長

その場合、その水は、その人々、その水質的の問題がある。その高浜水産は、その30分の、その人々、その。

端合のりさび。その準備は、50000人に及ぶ
いかゞ言ふべき。その言ふべき。3/11に決り
す。

1 番
戦後の使用は有償とする。無償とするのは

農林課長
今無償とするに決ります。

1 番
その後の今後市町村の養蠶研究センターの施設
が限り無償とする。

農林課長
そのほかの諸国会の70リキヨセ人の、即
ちの一面高淡水産にも協議致し、検討
いたします。

1 番
当初の養蠶研究センターの方は372の輸入の
11月と3月2回原料蠶の輸出が2月と7月の
2回と言ふ計画を当初予算審議に当り、市長以
下当局の張り切った関係をもつ諸会に答弁し
ておられる。8月下旬の53回、1回、原
料蠶の輸出もその通り状態。これは失敗で
ないかと本電の考へる。予定通りいって思
います。

年 終

予定通リ日ハツテ 10 日ヨセ人。

1 番

私ハ市野済市ハ提携先ニ於テ大井川町長
 今ヨリノ行前、議今ノ懇談会ハ為テ一カニ
 力リシキニ出来ルニ場合、大井川ノ没谷町長
 信用ニヨリセ人。市長。現在信用ハ下リ
 称イテ。今ヨリ彼ノセテ行前ハツテ一カ
 信用ニヨリセ人。セテ意味ハ又養子人研究
 セテ一談通リ目的ニ於テ養子産業ハ奨励育
 成ニシテハ。14年ハ養子何一ツカ
 考及ニ細クハ。努力ニシテヨリヨセ人シ又
 今後栄隆ハ市野済市内ハ養子人事業ハ
 此ノ事ニ。大要疑問ハ思フヨリヨ日。セテ
 言フ事ニ出来ルニ場合市長ハ。養子人研究
 セテ一談通リ目的ニ於テ養子産業ハ奨励育
 成ニシテハ。今ヨリノ工業ハ一カニ地
 下ニシテ。考及ニシテヨリヨ日。

年 終

新しいものを入申すセテ。対シテ
 以テ相当ノ困難ハあり。ヨリ又養子
 成育ニシテ。1年セテ凡ク。考及
 方ヨリ。水ニ市民以下セテ。考及
 信持イヨセ人ハ。54年同ノ研究期間
 考及。考及。考及。考及。考及。考及
 考及。考及。考及。考及。考及。考及
 考及。考及。考及。考及。考及。考及

1. 春

今度の市会に琉静貿易の材料
費、養費、成費の売買を以てして
する。

市会

二日は昨日も答弁し上りしたが、
うき之日二日はせん。

1. 春

うき之日無いたるが。
市会、資料要求の琉静貿易の登記帳簿の
資料の交付に終りする。

議案

休憩 12時 (予定10時5分)
再開 12時 (予定11時5分)

9. 春

去る6月の場合に養子人特別会計の
予算の提案がなされたが、一応は採用
した。予算の組入に於てありするが、当初の
案と現在との間に予算書との相違点
が、その即説明を以てし、思はる。
再開に於ては、予算編成の
性のため、予算の交付に於てありする
案、案。

附 後

先ず第一項の如く、当時の口整理期間内の
 相当原料費の出済したる言ひ考之方と持ッテ
 いた言ひと云ひ可なり。又、口整理提案一
 あり可なり。予算の甲口の考之方の事一あり可
 なり。又、口整理全部原料費の口出済したる言ひ
 考之方と受之可なり。今、71年度から持ッテ
 いた言ひと云ひ可なり。又、口整理を成ッテ
 いた言ひ考之方が大なる相違点と云ひ可なり
 又、口整理支出の71年度の口出済分、赤字
 分の口出済分、22年度の神橋、神橋及び口整理
 金の口整理分、他は口整理と云ひ可なり。又、
 口整理の支出の口出済分、大なる相
 違点と云ひ可なり。又、口整理と云ひ可なり。

9 査

口整理の口整理提案と云ひ可なり。予算書に
 口整理の口整理提案と云ひ可なり。口整理の口整理
 提案と云ひ可なり。口整理の口整理提案と云ひ可なり。
 口整理の口整理提案と云ひ可なり。口整理の口整理
 提案と云ひ可なり。口整理の口整理提案と云ひ可なり。

附 後

勿論、口整理提案の口整理提案と云ひ可なり。口整理
 提案の口整理提案と云ひ可なり。口整理提案の口整理
 提案と云ひ可なり。口整理提案の口整理提案と云ひ可なり。
 口整理提案の口整理提案と云ひ可なり。口整理提案の口整理
 提案と云ひ可なり。口整理提案の口整理提案と云ひ可なり。

数々の重要契約を締結し、及びその出済に、
小の厳密に申し上げられ、確かに当らぬと思
い出す。六月一杯の出済、12月と11月と
念う考の方で、11月の人を思ひ出す。場合
に、この契約は、17日と出済の少しは遅れ
た人だ。一応考する、17日とあり、17日
指摘の業に、17日、資料を17日とありと思
い出す。

9 番

大受の、17日とあり出す。小の平簿書に、説
明の資料を、17日とあり出す。17日とあり出す。一
般に、5月とあり出す。17日とあり出す。皆、人方
から、71年度から繰越した成帳を、17日とあり出す
月割を、17日とあり出す。月別、17日とあり出す。72年度
の購入。9月とあり出す。10月とあり出す。購入、17日
とあり出す。17日とあり出す。7月とあり出す。合計年度は、
17日とあり出す。整理期間、17日とあり出す。8月
とあり出す。17日とあり出す。合計は、17日とあり出す。
あり出す。17日とあり出す。17日とあり出す。17日とあり出す。
期間の対象に、17日とあり出す。17日とあり出す。17日とあり出す。

10 番

17日とあり出す。

9 番

17日とあり出す。整理
期間、17日とあり出す。17日とあり出す。17日とあり出す。

副 役

おしこも、副選は6月内に入札も★411の
実際的也。

9 番

＝乃資料は7月7日とて言う事もあり得る。

副 役

＝これは6月の副選に入札も★。一応選れた人じ
や11かと言ふ事は考へ方々あり得るが、これを
最初より予想する時は、当然11とて言う＝これは言え
る事。

9 番

当然11とて言う＝これは言え得るや言ひはから
り算議の事もある。おしこも6月を原則とし
て副選11。★11★入を算議するは、＝これは考
え得る小々も。7月を副選11とて言う＝これは
算議編成の基礎也。大3の同題も同様。
4言の事の説明書が似し11の算議書が似し
か。＝これは判然とせしむる事。

副 役

算議書が似し11款もあり得る。

9 番

4言も同様。＝乃算議書の資料も言ひ＝これは
似し価値も11とて言う事もある。71年度は繰越金
に拘り、然る。72年度は9月10日購入に拘り

9 審

先月に出たものは、6月の合計の予算資料を
作成したものと解する。

物価 数字は、6月の平均値の合計が、概当に
1100と推定され、7月の実績は、
→ 概当に1200と推定され、7月の

9 審

10月までの7月の概算は、平均
編成の7月の調査は、

雨 後

先月の5月の概算は、7月の調査は、6月
合計調査の契約は、71 72年度の
収入と見られる。7月の調査は、
7月の調査は、7月の調査は、
7月の調査は、7月の調査は、

9 審

平均値、繰越金と新年度の4月の
調査は、7月の調査は、7月の調査は、
7月の調査は、7月の調査は、
7月の調査は、7月の調査は、
7月の調査は、7月の調査は、

町役

新年度は71年度に比べて成費に占める残りの
が減少すると言えども見込が減少する。その中で原
料費の削減が最大の課題であると言えよう。

9 番

71年度分は、前年度より1割程度減額する。7月
の予算に比べて成費の削減が課題となる。

町役

7月の予算に比べて成費の削減が課題となる。

9 番

12月までの予算に比べて成費の削減が課題となる。7月
の予算に比べて成費の削減が課題となる。7月の
予算に比べて成費の削減が課題となる。

町役

12月の予算に比べて成費の削減が課題となる。

農林課長

資料を基に、10月からの72
年度の7月の予算に大体3,700〜3,800位の成費の
予想が小さく、大体6月の実績より1割程度
予想が小さく、その理由として、成費
の削減が最大の課題であると言えよう。
その中で、原料費の削減が最大の課題である
と言えよう。

ついでに養池の養池に入つて作り出すのは、
十分成養のついでに作り出すのも、現在も養池に
作り出すには、そのついでに作り出す。そのついで
そのついでに作り出す。そのついでに作り出す。

9 番

その説明資料の担当者から話を伺うこと

農林課長

その内容について、現場からの報告を
伺う。

9 番

現場の様子を伺う。

農林課長

養殖場からの報告を伺う。

9 番

養殖場の監督者の話を伺う。

農林課長

話を伺うのも、技術者の話を伺うのも、
新幹線のついでにそのついでに技術員に
現在の養殖場の成養のついでに報告を
伺う。そのついでにそのついでにその
ついでにそのついでにそのついでにその

9 番
何時にも。

農林課長
7月20日午後。

9 番
じや省に人方報告を要する人々が之を承認し
てくれ。その報告を受理するに合計年度の二分
意に私先町議の人から聞えり。其の小に省
に人方。その7月以降の次年度に繰越しにすべ
じやないか。71年度繰越しに二分を来年より
省人に見積りていふ。今年9月より10月に買
も来年の7月より予算の見積りていふ。当然7月
以降は73年度分の繰越しに計上するべきと思
ひます。どうします。

農林課長
その当然にすれども。その場合は(職取不能)
随後の高利の問題を重要にして考へて6月以降に
二分をその契約にしたいと云ふ。どういふ
1割に1トに40、2トに40と云ふ格の返済は不可
能に別りてす。相当区分はあつた人々にか
人じやないかと云ふ。その1ト。どういふ契約を
省に持てたいか。その小に省に人じやないか
と云ふ考へ方を持てていふ。どうします。

9 番
御説明の格にすれども。尚度次年度

算が正しくない。その数値の一致は偶然であらう
と云うことは、その月々の入札の金額の一致と
云うことは、同じ月々の両方に同じ金額の算
が正しく、各々の算が正しくなる。算の
誤りを認むべきである。

四 繰

今月の全額に分割の問題があり、これは
も、自治体の施行規則の54条に依り、
12月31日までに全額を算入し、その
内容のその収入を計上し、算入の属する年度の
収入とするべきである。例として、
入札の算入は、一応一括して算入し、
算入した額をその年度の算入とする。算入の
金額は、算入した額とする。算入した額
の収入は、その年度の算入とする。算入した
額を算入した額は、算入した額とする。算入
した額は、算入した額とする。算入した額は、
算入した額とする。算入した額は、算入した
額とする。算入した額は、算入した額とする。

9 繰

今年度の決算に際しては、収入のハ
ラズとしたものは、その年度の算入とし、
12月31日までに算入し、その算入の
金額を算入した額とする。算入した額は、
算入した額とする。算入した額は、算入した
額とする。算入した額は、算入した額とする。
算入した額は、算入した額とする。算入した
額は、算入した額とする。算入した額は、
算入した額とする。算入した額は、算入した
額とする。算入した額は、算入した額とする。

し又ら申方し此の小角度を斐文に初開のし此の
に思ひ申す。色々諸問者の中より答弁も一〇〇
いふし此の。養方人研究センターの言ひ性格は
いふ色々当初の条件は利潤を追求して第
一産業の一番大切なるものなりと云ふ風は毫
本の財源の利潤を追求する立場から。又
将来の市民に二小を普及せしめんと云ふ風は
いふ構想の下に申す申すなり。

この二つから若し申す言ひ風は性格をみるに
は当初の一年次に初開の既に自治性達成、
一時借入金に機運がなされるに72年度に
初開の第一年度の機運を確保し得るに
と云ふ確信がなされるに申す。又
第一年度の各自治体一般合計の借入金と借入
金の増減の二つを算出するにありて以上電
行済市に二つあり。其(二)も一般増減
一時借入金に機運がなされるに
なり。利潤を追求する立場から養方人研究センター
の市民に普及する立場を述べたことと和
あり申す。又申す言ひ立場は今後計画を
二小におよぼす言ひ性格は二小。二小は負
担しても市民に普及する立場に赤字を志し
も申す立場にあり申す。

即 後

その案の二つは後小市会から答弁して
いふ。私に合計上の問題に二つ申し上げ
るに。二つ今計画の収支の二つは二つ
申す。二つは二つ。一番大切なる原因は71年度

前記の欠損金を72年の合計と償還（のり）の
のりの人を言ふ78,000ドルの金の変換と1
分の入ったから非常な72年度合計の
10非常な在途を言ひたいの言ふ人へ言ひ
たい。その言ふものがわかれば、その金に
その年の問題のこの指摘をせよといふ
年度の収入をいふ持てい合せ論を言ふ
人へ言ひたい。72年度の予算のこの言
ふ事情のその持論を言ひたい。その
私の説明をその言ひたい。

9 審

72年度の予算のこの言ひも收支のバランスの
持論のこの収入の見込みのこの言ひの
から公式の表示をせよ。その71年度の一時
繰入金金の恒久的な義務を負つた償還の
年度のこのこの言ひ。その言ひのこの
72年度の予算論のこの言ひのこの言ひの
持論のこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの
この言ひのこの言ひのこの言ひのこの言ひの

と私考は誤りありませぬ。

市 長

両方考は正しいと誤りありませぬ。

市 長

両方誤り。

市 長

研究の目的から事業の目的を以て異なることありませぬ。

市 長

現在の段階ではその旨にそつた研究を
下の現在の予算編成にも。

市 長

正しいと誤りありませぬ。

市 長

今回の担当課長から予算編成もその旨に
状態を以て言ひを以てしる答弁はなされてお
りませぬ。現在もその旨にありませぬ。

市 長

正しいと誤りありませぬ。

9 番

あつちも研究を続けながら利潤も進歩
する。

9 番

利潤もあつちの大きいと思つて

9 番

しかし = 中商のよう。

9 番

商のすばらしい努力のよう。

9 番

商のすばらしい努力の大きい結構なもの
をいふから、あつち = 中商の理水以上 = 中商議
会の人。あつちの努力のすばらしいと思つて
る。と云つて = 中商 = 中商の特別会計の性
格の独立採算制度に = なる。 = 中商法
により中商のいふから、あつち = 意味にや
り人。あつちも独立採算、しかし、一般
会計から繰入金も返さなければいけません。法に
よる中商、一時借入金も繰入金も = なる。

しかし、あつち又72年度にわけて新たに一時
借入金も繰入金も返さなければいけません。中
商の繰入金も繰入金も、5年以内の中
商。12年以内の繰入金も繰入金も
する。あつちの場合には、あつちの方で繰入金も
初めに、あつちの執行のあつちの繰入金も

いふ事なく、私も心配はしない。その代り
自信を持って部下、当局も検討を促すことが
うまい。部下に対して。

市 長

何かの通りやがります。従来今までの
場合の色々の問題を反有。その言はうが
さん方も初考より、色々の問題を、大款
に及ぼります。その言は外国産も入るは、
今までの失敗も十分検討は、して、一度
で同じ言はうが、色々の進め、言はうと考
え、いります。

9 森

以上、いります。

7 番

農林課長にスラ莫 10 月 1 日としす。先程とす大
うの員同の場合に今度入水がスラは渡辺商社。大井
川河川と話し合ひは進んた。10 月 3 日と云う標は北を
向きとしたが渡辺商社と實際に 10 月 1 日としす。

農林課長

合つて 10 月 1 日とす。

8 番

誰と介は話し合ひ 10 月 1 日とす。

農林課長

電話でスラ大款す。本人と日合つて 10 月 1 日とす
人。

8 番

その会社の方の直接電話を入水の中とす。

農林課長

昨日昨日と入水とす。

8 番

今日不 経過とすせりす。白川の方儀と人
河川の方儀と人とも課長は 10 月 1 日とすれと 10 月 3
日とす。河川の方儀と人とも今年に 10 月 1 日とす。河川
産物入りの物と云うは 10 月 1 日とす。

農林課長

記しは開きあり。

8 番

他段は開きあり。

農林課長

11日開きあり。

8 番

記しは開きあり。

農林課長

40トと開きあり。

8 番

又又同じ時期の間は11kg当り40ト。宿野
津市の場合140ト。これは相当難産。技術課
長より、この他段の開きに対して非常に疑問
があるとの旨あり。

農林課長

あり。

8 番

これは1年近くはあり。この間本士にも養
殖あり。取次は知らずと思ひ。これはさ
う他段の開きがないとの旨あり。

農林詳報

3月初より大かき懐えよりヨリヨリ水はも、石川
の養蠶場研究よりい、その蠶室軒溝キのなと似ている
かどうが、又どう言う状態にいついいるかと言うことは
一応同リな（水は水は、その時に極段を話し合つて
聞いた人によつて、その時に「アラスカ産」と言うことは
話し合つた水はしたか、じや「アラスカ産」と「アラスカ産」
は中人の差がぬらぬらと言ふ考文を初めに記述
する、その中、その後色人の話に「アラスカ産」70ドル
か80ドルか、色人の話が「アラスカ産」、その中、その
一語に「本土」にいつた時に「アラスカ産」70ドルか80
ドルか、話しあつた人から「130ドル〜140ドル」に入
り、その中、その「アラスカ産」と「アラスカ産」話し合つた
水は水は、じやその資料の後、送ると言うことは
その中、その「アラスカ産」。

ア 蚕

研究高くなつた、同じ品物の中、一方は40ドル
前野澤市の場合、140ドルか、言う100ドルの差が入
荷さ小い、その中、その「アラスカ産」と「アラスカ産」
話し合つた人、その研究高、その中、その「アラスカ産」
どう言う「アラスカ産」の「アラスカ産」高くなつた、その中、その
研究高、その中、その「アラスカ産」の「アラスカ産」
その中、その「アラスカ産」70ドルか、その中、その「アラスカ産」
養蠶関係を取扱つている業者、その中、その「アラスカ産」
その中、その「アラスカ産」。

農林詳報

その中、その「アラスカ産」の「アラスカ産」話し合つた、その中、その「アラスカ産」。

8 番

調査の結果は以下の通りです。

農林課長

去年の10月に行きよしたの代、3ヶ月前の池もつ
くつは11月、その後1か池もつくと10月30日30人の
方々の大受体の間に入ると10月30日。

8 番

その後日合つた=と11月11日です。

農林課長

業者の日合つた10月30日。

8 番

別の業者は40ト、市野津市は140ト入
たが水が足りない非常に疑問と10月20日、10月
20日=の疑問を説明してと答へたが部長は
全然その水が足りないと言ふ=とです。

農林課長

去年7月12日市営の土交中の藤田さん、本
人がおたつた、焼津市の旅館の方に、その時3ヶ
月の問題がある、藤田さんの話によると大体70
ト入ると言ふ、その話からいって、町長と
11月25日、市議に入ると10月20日、答へた話
1か、その答へ=と、町長は11月、25日、市
議に入ると10月20日、答へ=と、10月30日
11月、その話の合つた、その話、高浜山本

と呼びたい。河原も一帯にたりたい。藤田さんは
この言を語ると河原はこう言ふ語をす。お人々
方の語は130ドル~140ドルと云明のやうです
のやと云うお人の問題を追及した人にもお水にも
山本さんは私に97ドルと入水大人と云強1970
りです。お水もその後お沖繩に帰つてきておら高
海産物の職事から一寸語聞と云お水にも。渡辺
さんから山本さんに24ドルの200KG前後と云
言うと云聞のやと云。お水も沖繩に入つた
のが500KG越えたいと云のやと云思ひです。
お水もはつと云渡辺さんからお水もはつと云
市津市に入つた。又お水もはつと云聞のやと云
お水もはつと云思ひです。

8 森

謝安は本と云渡辺商行の取り扱つていさと
言うと云。お水もはつと云聞のやと云思ひです。

農林部

沖繩と云海産物から聞のやと云思ひです。

8 森

恐らくお水もはつと云聞のやと云思ひです。
お水もはつと云聞のやと云思ひです。
又お水もはつと云聞のやと云思ひです。
お水もはつと云聞のやと云思ひです。

前中津市に送ったと言ふ話を聞かされた。昨日は、
と聞かされた。昨日は、

豊林親史

渡辺清行さんが、送ったと言ふ。昨日は、
昨日は、

8 番

渡辺さんへ。

豊林親史

渡辺さんへ。今日、昨日は、
人の御覧に、送ったと言ふ。昨日は、
昨日は、

8 番

研昭へ。

豊林親史

今日、昨日は、

8 番

渡辺さんへ。昨日は、

豊林親史

昨日、渡辺さんへ。昨日は、
昨日は、

15日人本が... 4日... 15日...

議 長

休憩 11時15分(午後11時57分)

再開 11時30分(午後12時2分)

議 長

本日... 11時15分... 11時30分... 12時2分...

散 会 (午後12時2分)